

学校施設開放《体育館及び武道場》の利用について

観光スポーツ部スポーツ振興課

1 趣 旨

千歳市立学校の施設の開放に関する規則（平成4年9月1日教育委員会規則第9号）の規定に基づき、学校施設（体育館及び武道場）を学校教育に支障のない範囲で、一般市民等のスポーツのために開放する。

2 利用対象

監督者（責任者）の成人を含めて10名以上で、千歳市に在住、在勤もしくは在学する者で構成し、営利を目的としていない団体。

なお、利用を希望する団体は、予め団体申込票（校庭・体育館及び武道場共通）を提出してください。申込票に変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。

3 利用申込み

定期利用優先団体は、利用希望日の前月の10日8時45分～15日17時15分の抽選申込期間に千歳市公共施設予約サービスにて抽選申込をしてください。

16日以降は先着順となります。

追加利用をする際は、利用する日の開庁日（時間内）1週間前までに千歳市公共施設予約サービスにて予約申込をしてください。

※学校施設の利用は有料となっております。詳細につきましては、別紙「学校施設開放事業に係る使用料について」を御参照ください。

4 利用の取消及び変更について

体育館及び武道場の利用を取消しする際は、必ず利用学校担当管理人さんに電話した上で、千歳市公共施設予約サービスで予約申込取消申請をしてください。

3日前の開庁日（時間内）までに利用取消申請すると、使用料の5割を還付します。

過度な使用取消又は変更は、管理指導員及び他の団体の利用に支障が生じますので、申請前に利用内容の確認をお願いします。

「仮予約」は禁止です。取消回数が多い団体は、使用禁止させていただきますので、御注意ください。

利用日時変更の際は、スポーツ振興課まで御連絡ください。

5 開放日時及び開放学校等

(1)開放期間 4月から3月末までの期間で学校教育に支障のない日

(2)開放時間

①小学校 月～金（学校の休業日を除く） 17時から21時まで
土日・祝日・学校の休業日 9時から21時まで

※未開放学校：緑小学校（日未開放）、支笏湖小学校（土日未開放）、
駒里小中学校（土日未開放）

②中学校 月～金 19時から21時まで
祝日・学校の休業日 19時から21時まで
土日は未開放

※未開放学校：東千歳中学校（土日未開放）

※17時から19時まで利用の団体は、17時になるまでは体育館に入らない。
18時50分に片付けと清掃を始め19時には退館する。

※19時から利用の団体は、19時になるまで体育館には入らない。
20時50分に片付けと清掃を始め、21時には退館する。

(3)注意事項

- ①1回の使用は、2時間以内を基本とします。
- ②スポーツ少年団を優先します。

6 利用上の注意事項

- (1)管理指導員の指示に従ってください。
- (2)体育館及び武道場は、市民等のスポーツのために開放しています。
遊び場ではありませんので趣旨を理解した上での利用をお願いいたします。
- (3)利用時間を守り、終了後は施設周辺において「大声や話し声、クラクション」等が
近隣住民の迷惑にならないよう十分注意し、すみやかに退校（帰宅）してください。
- (4)器具の出し入れ、利用後の整理整頓及び清掃は利用者が行ってください。
- (5)ボール等（野球ボールは禁止）を使用する競技では、体育館の壁が破損しますので、
壁打ち練習を禁止します。また、床面、壁等を傷つけないよう施設の保護に十分注意
してください。フットサルで使用する団体はゴールを持参してください。
- (6)武道場の畳は敷いたままで使用し、床からはずさないでください。
- (7)体育館では、室内に適した運動靴を使用してください。
なお、底の黒い靴や床に色が移る可能性のある靴については使用を禁止としますが、
ノンマーキングシューズを使用する場合は、管理指導員の確認を受けてください。
- (8)施設や器具等を損傷、滅失した場合は、必ず学校や管理指導員及びスポーツ振興課に
報告してください。原則として、利用団体に弁償していただきます。
- (9)学校敷地及び体育館での喫煙（電子タバコ含む）、飲食は禁止します。
（水、お茶、スポーツ飲料は除く）
- (10)ゴミは各自で持ち帰ってください。
- (11)幼児、児童を同伴するときは、安全管理を特に徹底してください。
- (12)体育館内とトイレ等の決められた場所以外には絶対に立ち入らないでください。
- (13)トイレはマナーを守り清潔に使用してください。
- (14)自動車の駐車等は、近隣住民の迷惑にならないよう十分注意してください。
- (15)貴重品等は車内に置かないなど、盗難事故や車上荒しには、十分注意してください。
- (16)暖房機等の器具を無断で操作しないでください。
- (17)利用団体は、団体の責任においてスポーツ傷害保険等に加入してください。
- (18)各団体で救急箱等の用意をし、事故等があった時には必ず管理指導員、学校および
スポーツ振興課へ連絡してください。

7 利用の取消し

- (1)学校施設利用申請書の内容と利用の実態が著しく異なるとき。
- (2)施設や器具等を損傷、破損または滅失し、管理指導員、学校及びスポーツ振興課に報告
しなかったとき。
- (3)別の団体に利用権を譲渡、転貸しをしたとき。
- (4)使用料を納期限までに納付しないとき。
- (5)過度な利用取消・変更が繰り返される時。

8 優先定期利用団体の選定基準について

- (1)納付期限までに利用料を納入している団体。
- (2)利用上の注意事項を守っている団体。
- (3)スポーツ少年団を優先し、選定します。

問合せ先：千歳市スポーツ振興課

電 話： 0123-24-0855（令和8年4月以降は 0123-24-3120）

E-mail：sportsshinko@city.chitose.lg.jp